

嘆願書

- 一 輪轉及新館、出入口ヲ從前通り解放スルコト
- 二 食堂及睡衣場ヲ設置スルコト
- 三 着替時間ヲ終業十五分前ニスルコト
- 四 派衣素ヲ撤廃シテツ夜素ヲ強制セザルコト
- 五 夜素ハ三割増ニスルコト
- 六 最低十銭ニテテ二割増ニスルコト
- 七 全負三割増給ヲ即時実行スルコト
- 八 午前午後ニ各十五分、休憩時間ヲ設クルコト

要求書

健康保険ノ徹底的改正

- (一) 扶全資本家金額負担
- (二) 給付事項其他ノ改善
- (三) 解雇手当最低三ヶ月分即時実施
- (四) 絶対ニ犧牲者ヲ出サザルコト
- (五) 解雇者即時後職
- (六) 回答状況

本月十二日午後一時吉田重枝ハ前託代表者ヲ召致
 シテ経済界不況ノ現時ニ於テ嘆願事項ハ到底容
 認スルコト難ハズトテ之レガ微田ヲ諭シタルモ代表
 者ハ肯也ズ能迄抗争スル旨ヲ高唱セルヲ以テ至
 謀者十五名ヲ解雇スル旨發表セリ

八 経過